

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員の就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
(略) (勤務時間等) 第 8 条 (略) 2 ~ 5 (略) 6 (略) (1) その者の勤務時間等を考慮し 1 <u>の年度（4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）</u> につき 20 日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数の休暇とし、職員雇用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該雇用された年における年次休暇の日数は、当該雇用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。 (2) 年次休暇は付与日から 2 年以内に限り繰り越すことができる。	(略) (勤務時間等) 第 8 条 (略) 2 ~ 5 (略) 6 (略) (1) その者の勤務時間等を考慮し 1 年につき 20 日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数の休暇とし、職員雇用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該雇用された年における年次休暇の日数は、当該雇用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。 <u>この場合において、就業規則第 51 条第 2 項の規定を準用する。</u> (2) 年次休暇 <u>(この号の規定により繰り越されたものを除く。)</u> は、前号の規定により定められている日数からその年に受けた年次休暇の日数 <u>(前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。)</u> を差し引いた日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。	【第 8 条第 6 項】 ・年次休暇の付与日を曆年管理から年度管理とする改正
(略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この規則の施行の際現に改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 8 条第 6 項の規定により付与された年次休暇は、付与日から 2 年以内に限り繰り越すことができる。</u>	(略)	【改正附則第 2 項】 ・改正前の規定に基づき付与した年次休暇の繰越に関する経過措置に関する規定